



I 総論

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

本町では、平成22年3月に「第5次上ノ国町総合計画」を策定し、「輝くまち わたしたちの上ノ国 ～一人ひとりが輝くまち 暮らしやすいまち 協働で未来を築くまち～」を将来像に定め、まちづくりを進めてきました。

また、平成28年には、本町における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごと創生との好循環の確立を目指し「上ノ国町創生総合戦略」を策定しました。

この間、平成23年に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合計画基本構想の法的策定義務がなくなるなど、自治体の総合計画をめぐる状況が現行計画策定時から変化しています。そのような中で、総合計画を策定することの意義や、社会情勢の変化に円滑に対応できるまちづくりの方策のあり方があらためて問われています。

そこで、総合計画の策定にあたっては、人口減少や少子高齢化、高度情報化、地方創生、自然災害の多発等、地域を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、その成果や課題等を検証し、本町に適した「第6次上ノ国町総合計画」（以下、「第6次計画」といいます。）の策定を進めることに重点を置いて検討を重ねてきました。

また、人口減少下において地域活性化を図るための「上ノ国創生総合戦略」及び災害に強いまちづくりを進める「上ノ国町強靱化計画」についても第6次計画との整合性を図りながら一体的に策定します。





1-2 計画の構成

(1) 位置づけ

本計画は、本町の取り組むまちづくり全体の方向性を定めるものであり、最も上位の計画として位置づけ、産業、福祉、教育、都市基盤整備等、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。個別の計画との整合を図りながら、まちづくりの方向性や重点とすべき問題等、分野横断的視点をもって本町の今後の政策を定め明らかにします。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想（長期ビジョン）」、「基本計画（中期ビジョン）」、「実施計画（事業）」の3つで構成します。

<基本構想>

基本構想は、本町のめざすまちづくりの方向や将来像等を示しています。

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

<基本計画>

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的取り組み内容等を体系に沿って示しています。

計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢や財政状況の変化に対応できるよう、後期5年間については、必要に応じて計画内容を見直します。

<実施計画>

基本計画で示した取り組み内容について、具体的に進める「事業」を示しています。

計画期間を3年間とし、毎年度、見直ししながら進めていきます。

《第6次上ノ国町総合計画の構成と期間》（年度）

